

第百六十一回国 参議院 総務委員会 會議録 第六号

平成十六年十一月三十日(火曜日)  
午前十時開会

委員の異動  
十一月二十四日

辞任

櫻井 充君  
藤本 祐司君

補欠選任

江田 五月君  
直嶋 正行君

辞任

椎名 一保君  
江田 五月君  
直嶋 正行君

補欠選任

南野知恵子君  
櫻井 充君  
藤本 祐司君

辞任

十一月二十六日  
南野知恵子君

補欠選任

椎名 一保君

辞任

十一月二十九日  
吉川 春子君

補欠選任

紙 智子君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

木村 仁君

委員

世耕 弘成君  
森元 恒雄君  
山崎 力君  
伊藤 基隆君  
山根 隆治君  
荒井 広幸君  
景山俊太郎君  
椎名 一保君  
二之湯 智君  
長谷川憲正君  
山内 俊夫君

吉村剛太郎君  
若林 正俊君  
犬塚 直史君  
櫻井 充君  
高橋 千秋君  
津田弥太郎君  
内藤 正光君  
藤本 祐司君  
水岡 俊一君  
山本 保君  
紙 智子君  
又市 征治君  
麻生 太郎君  
山本 保君  
高山 達郎君

国務大臣  
総務 大臣  
大臣政務官  
総務大臣政務官  
事務局側  
常任委員会専門員

本日の會議に付した案件

○日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案(内閣提出 衆議院送付)

○委員長(木村仁君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。  
昨二十九日、吉川春子君が委員を辞任され、その補欠として紙智子君が選任されました。

○委員長(木村仁君) 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。麻生総務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明させていただきます。

この法律案は、日本郵政公社が業務の特例として、証券投資信託受益証券の募集の取扱い等を行うことができるようにするための措置等を定めるとともに、証券投資信託受益証券の募集の取扱い等が投資信託委託業者等の経営に及ぼす影響にかんがみ、証券投資信託受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託の選定等に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、法律案の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

第一に、日本郵政公社は、証券投資信託受益証券の募集の取扱い等の業務ができることとし、日本郵政公社法の適用について所要の読替えを行っております。

第二に、日本郵政公社は、証券取引法第六十五条の二第一項に規定する登録を受け、証券投資信託受益証券の募集の取扱い等の業務を行うこととし、証券取引法の適用につきまして所要の読替えを行っております。

第三に、日本郵政公社が行う証券投資信託受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託の選定は、公募の方法によることとしております。また、選定した証券投資信託受益証券の募集の取扱いを行うに当たっては、特定の証券投資信託に対して不当に差別的な取扱いをしてはならないこととしております。

以上のほか、関係法律につきましても所要の改正を行うこととしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(木村仁君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。  
午前十時三十分散会

十一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、国の財政再建優先の三位一体改革ではなく、地方分権のための地方税財政改革に関する請願(第二三六号)(第二三七号)(第二三八号)(第二三九号)(第二四〇号)(第二四一号)(第二四二号)(第二四三号)(第二四四号)

第二三六号 平成十六年十一月十七日受理

国の財政再建優先の三位一体改革ではなく、地方分権のための地方税財政改革に関する請願  
請願者 東京都足立区舍人一ノ二二ノ一九  
馬場尚子 外六千七百九十七名

紹介議員 吉川 春子君

二〇〇四年度の地方財政計画による二・九兆円の地方交付税等の削減が行われ、地方は予算が組めない深刻な事態に追いやられた。地方分権は、国の関与を廃止・縮小し、地方の裁量を高めることであるはずが、政府の進める三位一体改革(国庫補助負担金、地方交付税、地方への税源移譲を一体で改革する)は、地方財政危機の深刻化と地

方の裁量の著しい圧縮をもたらした。これは、国の財政再建を優先させ、地方交付税等が大幅に削減されたことによるものである。各自治体は、住民サービスの切捨てや人件費の圧縮、リストラを進めているが、これは自治体本来の役割をゆがめ、自治体労働者から働きがいや誇りを奪うものである。

二、国庫補助負担金については、次のようにすること。

1 国がナショナルミニマムを保障すべき義務教育国庫負担金、生活保護費負担金、保育所運営費負担金などを削減・縮小しないこと。

2 国庫補助負担金の見直しに当たっては、地方が主体となって実施する必要があるものは全額税源を移譲すること。

三、地方交付税は、財源保障機能と財源調整機能を併せ持つものとして堅持すること。地方交付税の削減を行わないこと。

四、改革を進めるに当たっては、地方の声をよく聴くようにすること。

第二三七号 平成十六年十一月十七日受理  
国の財政再建優先の三位一体改革ではなく、地方分権のための地方税財政改革に関する請願  
請願者 東京都足立区舎人二ノ一ノ一四  
野口米蔵 外六千名  
紹介議員 井上 哲士君  
この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二三八号 平成十六年十一月十七日受理  
国の財政再建優先の三位一体改革ではなく、地方分権のための地方税財政改革に関する請願

請願者 東京都足立区千住東一ノ一〇ノ一  
一 鶴澤敏信 外六千名  
紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二三九号 平成十六年十一月十七日受理  
国の財政再建優先の三位一体改革ではなく、地方分権のための地方税財政改革に関する請願  
請願者 埼玉県越谷市袋山一、六八四ノ五  
佐野恵寿 外六千名  
紹介議員 緒方 靖夫君  
この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二四〇号 平成十六年十一月十七日受理  
国の財政再建優先の三位一体改革ではなく、地方分権のための地方税財政改革に関する請願  
請願者 東京都足立区西新井四ノ三八ノ二  
〇 渡辺徳子 外六千名  
紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二四一号 平成十六年十一月十七日受理  
国の財政再建優先の三位一体改革ではなく、地方分権のための地方税財政改革に関する請願  
請願者 埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西二ノ五ノ一七 石川 一三 外六千名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二四二号 平成十六年十一月十七日受理  
国の財政再建優先の三位一体改革ではなく、地方分権のための地方税財政改革に関する請願  
請願者 埼玉県春日部市大沼二ノ七ノ一  
一七 柴崎信雄 外六千名  
紹介議員 小林美恵子君  
この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二四三号 平成十六年十一月十七日受理

国の財政再建優先の三位一体改革ではなく、地方分権のための地方税財政改革に関する請願  
請願者 東京都足立区江北一ノ二七ノ一一  
柳井みつ子 外六千名  
紹介議員 大門実紀史君  
この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二四四号 平成十六年十一月十七日受理  
国の財政再建優先の三位一体改革ではなく、地方分権のための地方税財政改革に関する請願  
請願者 埼玉県春日部市備後東六ノ一一ノ三四 松橋宏昭 外六千名  
紹介議員 仁比 聡平君  
この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

十一月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案

（趣旨）

第一条 この法律は、日本郵政公社がその業務の特例として証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行うことができるようにするための措置等を定めるとともに、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等が投資信託委託業者等の経営に及ぼす影響にかんがみ、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託の選定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）  
第二条 この法律において「証券投資信託」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託をいい、「投資信託委託業者」とは、同条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。

2 この法律において「証券投資信託の受益証券」とは、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第七号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券が発行されていない場合にあっては、当該有価証券が発行されていたとすれば当該有価証券に表示されるべき権利を含む。）のうち証券投資信託に係るものをいう。

3 この法律において「募集」とは、証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

4 この法律において「証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等」とは、次に掲げる業務をいう。

一 証券投資信託の受益証券の募集の取扱い  
二 証券投資信託の受益証券の保護預り  
三 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項の口座管理機関として行う振替業務（証券投資信託の受益証券に係るものに限る。）

四 証券投資信託の受益証券の収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理  
五 証券投資信託の受益証券の買取り  
（日本郵政公社の業務の特例）

第三条 日本郵政公社は、日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、同法第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(日本郵政公社法の適用)

第四条 前条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる日本郵政公社法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|               |                                  |                                                                                                                     |
|---------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第十九条第三項       | 前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務         | 前二項及び日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第 号。以下「証券投資信託業務特例法」という。)第三条に規定する業務のほか、これらの規定に規定する業務 |
| 第二十三条第一項      | 総務大臣                             | 総務大臣(証券投資信託業務特例法第三条に規定する業務(以下「特例業務」という。)に係るものについては、内閣総理大臣及び総務大臣)                                                    |
| 第二十三条第二項      | 総務省令                             | 総務省令(特例業務に係るものについては、内閣府令・総務省令)                                                                                      |
| 第二十四条第五項及び第六項 | 第十六号までに掲げる業務                     | 第十六号まで並びに証券投資信託業務特例法第三条第一号に掲げる業務                                                                                    |
| 第五十八条第一項      | 総務大臣                             | 総務大臣(特例業務については、内閣総理大臣又は総務大臣)                                                                                        |
| 第六十一条         | 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律 | 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律、証券投資信託業務特例法                                                                        |
| 第七十二条第一号      | 総務大臣                             | 総務大臣(特例業務については、内閣総理大臣及び総務大臣)                                                                                        |
| 第七十二条第一号      | 総務大臣の認可又は承認                      | 総務大臣若しくは内閣総理大臣及び総務大臣の認可又は総務大臣の承認                                                                                    |
| 第七十二条第四号      | 第十九条第一項から第三項までに規定する業務            | 第十九条第一項から第三項まで及び証券投資信託業務特例法第三条に規定する業務                                                                               |

(権限の委任に関する証券取引法の準用)

第五条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、証券取引法第百九十四条の六第一項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは「日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律」第四十四条の規定により読み替えて適用する日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)と、同条第三項中「権限」前項の規定により委員会に委任されたものを除く。」とあるのは「権限」と読み替えるものとする。

(証券取引法の適用)

第六条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる証券取引法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|                                                              |                |                       |
|--------------------------------------------------------------|----------------|-----------------------|
| 第二条第八項                                                       | 「協同組織金融機関」という。 | 「協同組織金融機関」という。、日本郵政公社 |
| 第六十五条第一項                                                     | 銀行、協同組織金融機関    | 銀行、協同組織金融機関、日本郵政公社    |
|                                                              | 銀行若しくは協同組織金融機関 | 銀行、協同組織金融機関若しくは日本郵政公社 |
| 第六十五条第二項、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項、第六十六条の二並びに第二百一条第二項              | 協同組織金融機関       | 協同組織金融機関、日本郵政公社       |
| 第六十五条の二第五項及び第十一項、第六十六条の二、第百九十八條の三、第百九十八條の四、第二百条の三並びに第二百七条第一項 | 使用人            | 使用人(日本郵政公社にあつては、職員)   |
| 第百九十八條の三、第百九十八條の四及び第二百条の三                                    | 金融機関           | 金融機関、日本郵政公社           |

(金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の適用)

第七条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第三十二号)第十三条第二項中「第六十五条の二第一項」とあるのは「第六十五条の二第一項(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第 号)第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「証券取引法」とする。

(証券投資信託の選定)

第八条 第六条の規定により読み替えて適用する証券取引法第六十五条の二第一項の登録を受けた日本郵政公社（以下「登録郵政公社」という。）は、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託を選定しようとするときは、公募の方法によらなければならない。この場合において、登録郵政公社は、内閣府令・総務省令で定めるところにより、公募の方法による選定の手続を定め、これを公表しなければならない。

2 登録郵政公社は、前項の規定により証券投資信託を選定したときは、内閣府令・総務省令で定めるところにより、その結果を公表しなければならない。

（手数料等）

第九条 登録郵政公社は、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等に関し、利用者から徴収する手数料その他の料金を定め、又は変更しようとするときは、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等に要する費用のうち登録郵政公社が負担するものを償うに足るようにし、かつ、投資信託委託業者、証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。）及び登録金融機関（同法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。）の同種の手数料その他の料金を勘案しなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第十条 登録郵政公社は、第八条第一項の規定により選定した証券投資信託について、証券投資信託の受益証券の募集の取扱いを行うに当たっては、特定の証券投資信託に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

（証券投資信託の受益証券の保護預り等の制限）

第十一条 登録郵政公社は、第二条第四項第二号、第四号及び第五号に掲げる業務については、次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定める者から請求がある場合に限り、行うことができる。

一 第二条第四項第二号に掲げる業務 登録郵政公社が行う同項第一号に掲げる業務により証券投資信託の受益証券を取得した者又はその相続人その他の一般承継人

二 第二条第四項第四号及び第五号に掲げる業務 次に掲げる者

イ 前号に定める者

ロ 社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定に基づき、登録郵政公社に証券投資信託の受益証券の振替を行うための口座の開設を受けている者

2 登録郵政公社は、証券投資信託の受益証券の買取りを行ったときは、速やかに、当該証券投資信託の受益証券を処分しなければならない。

（内閣府令・総務省令への委任）

第十二条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、内閣府令・総務省令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三十六条を附則第三十七条とし、附則第三十五条を附則第三十六条とし、附則第三十四条を附則第三十五条とし、附則第三十三次の次に次の一条を加える。

（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の一部改正）

第百三十四条 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第三号及び第十二条第一項第二号ロ中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「附則第二十条」を「附則第二十条及び第二十一条」に改める。

附則第二十三条を附則第二十四条とし、附則第二十条から第二十二号までを一条ずつ繰り下げ、附則第十九次の次に次の一条を加える。

（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の一部改正）

第二十条 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（権限の委任等に関する証券取引法の準用）

第五条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、証券取引法第百九十四条の六（第二項を除く。）及び第百九十四条の七の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| 第百九十四条の六第一項 | この法律           |    |
|-------------|----------------|----|
| 第百九十四条の六第三  | 権限（前項の規定により委員会 | 権限 |

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第四条の規定により読み替えて適用する日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）

| 項                |            | に委任されたものを除く。）                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                      |
|------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 第百九十四条の六第五項及び第六項 | 第二項及び第三項   | 第二十六條(第二十七條において準用する場合を含む。)、第二十七條の二十二第一項(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、及び第二項、第二十七條の三十、第五十九條第二項(第六十四條の十第三項において準用する場合を含む。)、から第三項まで、第六十五條の二第十項、第六十六條の二十、第七十九條の十四、第七十九條の七十七、第百三條の三、第百六條の六、第百六條の十六、第百六條の二十、第百六條の二十七、第百五十一條、第百五十五條の九、第百五十六條の十五並びに第百五十六條の三十四 | 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱ひ等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第四條の規定により読み替えて適用する日本郵政公社法第五十八條第一項 |
|                  | を委員会       |                                                                                                                                                                                                                                                      | を証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という。)                                                  |
| 第百九十四条の七         | 前条第二項又は第三項 | 第三項                                                                                                                                                                                                                                                  | 前条第三項                                                                                |

第十二條を第十三條とし、第十一條を第十二條とする。

第十條中「第八條第一項」を「第九條第一項」に改め、同條を第十一條とする。

第九條を第十條とする。

第八條第一項中「第六條」を「第七條」に改め、同條を第九條とする。

第七條中「第六條」を「第七條」に改め、同條を第八條とする。

第六條を第七條とし、第五條の次に次の一條を加える。

(金融庁設置法の適用)

第六條 第三條の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、金融庁設置法(平成十年法律第三十号)第八條中「証券取引法」とあるのは、「証券取引法(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱ひ等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第 号)において準用する場合を含む。第二十條第一項において同じ。)」とする。





平成十六年十二月三日印刷

平成十六年十二月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A